

平成二十六年六月十日発行
皇學館論叢第四十七卷第三号 抜刷

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配

渡
邊
大
門

皇學館論叢 第四十七卷第三号
平成二十六年六月十日

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配

渡邊 大門

□ 要 旨

本稿は、天正十三年（一五八五）八月に阿波国に入部した、蜂須賀氏による支配を研究したものである。その前提として、冒頭に同年六月に開始された四国征伐の経過、および「蜂須賀氏入部反対一揆」に触れた。「蜂須賀氏入部反対一揆」については、丸山幸彦氏により長宗我部氏との国境紛争を視野に入れるべきとの新見解が提示されたが、三宅正浩氏の指摘により否定された点を含め、関係史料に新たな解釈を提示した。本論では、宇山孝人氏の研究に学びつつ、蜂須賀氏による統治支配システム、検地、年貢徴収などを分析し、これまで天正年間に完成度の高い支配が確立されていたという指摘に疑義を提示した。同時に関係する史料を読み直し、新たな解釈を示した。結論としては、蜂須賀氏の発布した掟、定などの内容に関わらず、支配の実態を検討すると、検地などを含めた支配体制は十分ではなく、未だ途上にあることを指摘した。

□ キーワード

検地、惣村、村落統治、年貢徴収、給人・百姓

はじめに

蜂須賀氏の阿波入部以降の支配に関する研究は、すでに多くの蓄積がある。とりわけ阿波藩確立期の天正から元和年間の研究は、ほかの地域における類例が乏しく、非常に貴重といえる。宇山孝人は、阿波入部時における蜂須賀氏の検地研究に力点を置き研究を進めた。^①また、石躍胤央は蜂須賀氏の領国支配の確立から、藩制の成立と支配機構の整備に至る過程を詳細に論じた。^②一方、阿波の中近世史——天正から元和年間——を研究する場合、未だ古い史料集を用いざるを得ず、史料収集が難しいという問題がある。^③

ところで、蜂須賀氏の阿波入部以降の支配の研究に関しては、主に近世史研究者が行ってきた。先に触れたとおり史料が乏しいため、慶長・元和以降が分析の中心となっている。それゆえ、天正十三・十四年の蜂須賀氏入部直後の状況は、検地の実施、石高制の成立・整備など、近世への助走として捉えられている感が拭えないところである。入部直後の蜂須賀氏が検地を実施し、給人層や百姓の掌握に努めたのは事実である。この点について精力的に研究を進めた宇山は、次のようにまとめている。

①天正十三年八月、阿波国に入部した蜂須賀家政は、土豪分断政策と武力により平定を進め、各地の土豪・有力農民を政所に任命して領国経営を行った。

②阿波入部直後の蜂須賀氏は、政所を中心とした村からの指出検地を領国全体で実施し、そのときの検地帳に基づいて年貢徴収を行った。同時に蜂須賀氏は石高制原理により、給人知行宛行と年貢徴収を行った。その前提として、長宗我部氏が行った指出検地が活用された。

③阿波の中枢部（矢野村の例による）においては、（A）百姓からの指出内容を検見により確定し検地帳を作成、（B）検地帳作成には、長宗我部氏による打出検地帳が利用された可能性が高く、（C）上田は代官の坪刈により石盛あるいは年貢率が決められ、これを基準に中田、下田などの石盛あるいは年貢率が決定され、年貢の徴収が行われた。

④年貢徴収を円滑に進めるため、（A）百姓が給人・代官の非法を告発することにより、藩主―給人・代官―百姓の支配システムを効率的に機能させ、（B）政所を中心とした村の連帯責任⇨村請制を利用する。天正十七年の検地以降、村では村請制をはじめ、給知・蔵入地別の年貢徴収システムが成立した。

中世から近世への変化が鮮やかに論じられるが、果たして順調に進展したのか疑問が残るところである。また、史料の解釈などを含め若干の疑義を感じるころがあった。その点については、本稿の各項目で取り上げることにはしたい。本稿では蜂須賀氏の阿波侵攻過程や家臣団編成を取り上げ、同時に領国支配（検地・農民支配など）を改めて検討することとしたい。

一 蜂須賀氏の阿波侵攻過程

天正十三年六月、羽柴秀吉は弟の秀長を総大将とし、四国統一を図ろうとする土佐・長宗我部元親の攻撃を命じた。^④この戦いでは、西国の大名である備前・美作の宇喜多秀家のほか、播磨の黒田孝高、蜂須賀正勝・家政父子も出陣をしている。そして、正勝と家政は阿波方面から進軍を開始した。実際に秀長軍が渡海して四国入りするのは六月十六日のことであるが、蜂須賀氏はこれに先立って阿波国に進軍を行ったことを確認できる。その事実を示すのが、次の

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配（渡邊）

史料である。

急度申遣候、仍當寺之事可相拘之條、其許隣端諸百姓等、彼寺悉集可在之候、不及申聞候へ共、此方之事可令馳走候、猶來十六日二必御動座之事候間、可申達候、恐々謹言、

蜂須賀小六

(天正十三年)
六月二日

家政(花押)

慈雲院寺中⁽⁵⁾

慈雲院丈六寺は、現在の徳島市丈六町丈領に所在する曹洞宗寺院である。位置的にちょうど海岸部分に面しており、近くには勝浦川が流れている。格好の進行ルートであった。この史料によると、丈六寺が近隣の百姓を集めていたことがわかる。そこで、家政は丈六寺に味方になるように伝え、六月十六日に軍勢がやってくることを知らせている。羽柴軍の侵攻を恐れた丈六寺と百姓たちは、未だ長宗我部・羽柴のいずれに帰属すべきか、態度を鮮明にしていなかったと考えられる。なお、蜂須賀氏の当主は正勝であったが、子息の家政がこうした史料を発給していることが注目される。

以下、時系列に合戦の経過に触れておく。豊臣秀長と蜂須賀正勝は阿波の北部を吉野川に沿って侵攻し、家政は阿波南部から土佐方面に進路を取っていた。

このように秀吉軍が懸命になるのは、大きな理由があった。阿波国内には、長宗我部氏に与する領主層が存在したからである。現在の美馬市木屋平には、木屋平氏という山間に基盤を置く領主が勢力を誇っていた。天正十三年五月、長宗我部元親は木屋平氏に対して、阿波岩倉(美馬市脇町岩倉)に着陣したことを知らせている。⁽⁶⁾ むろん、味方になる勢力を募るためであった。

こうした中で、羽柴方の大将を務めた秀長は在地の要望に任せて、禁制を次々と交付した。次に、史料を掲出することとする。

定 禁制

- 一 名西郡高磯村大聖寺、諸軍勢甲乙人監妨狼藉之事、
 - 一 於當寺諸加役等是有間敷事、
 - 一 放火并竹林等迄不可切取之事、
- 右之條々堅令停止畢、於違犯者輩者、速可處嚴科者也、仍如件、

天正十三年七月二日

(羽柴秀長)
美濃守 (花押)

大聖寺は、徳島県板野郡上板町に所在する寺院である。ちようど讃岐の国境に接し、吉野川に面した交通の要衝に立地していた。こうした禁制が総大将である秀長から発せられたのは当然であるが、その発給に深く関わったのが、正勝・家政父子であった。この禁制が発せられた同日、秀長は正勝に書状を送っている。その内容によると、正勝が積極的に僧侶や百姓を帰順させていることが分かる。その結果、秀長は大聖寺に禁制を与えることとし、正勝から子細に申し聞かせるように命じている。

そして、家政は常楽寺に対しても、秀長の判形(禁制)を準備した。⁽⁹⁾この史料では、下々の者が無道を行った場合は知らせるようにとある。宛先の森志摩守は、もと三好氏に仕えていた領主である。⁽¹⁰⁾家政は在地の有力領主を配下に収め、調略戦を展開したのである。さらに、羽柴秀次は丈六寺に対して、禁制を与えることを約束している。⁽¹¹⁾基本的禁制は在地や寺院からの要望によって、金銭と引き換えに交付される。しかし、この場合は在地や寺院の抵抗があったため、正勝・家政父子が彼らを帰順させ、その見返りに禁制を交付した。羽柴軍の侵攻に際しては、在地や寺

院の激しい抵抗があったと考えられるのである。

同年七月十三日、家政はきの庄村に対して禁制を交付した。⁽¹²⁾この禁制はきの庄村に与えられたものであるが、宛先が鎌田縫之助になっている。鎌田氏もまた、かつて三好氏に仕えていた人物である。家政は鎌田氏に禁制を手交し、鎌田氏がきの庄村にその禁制を提示し、申し含めたものと考えられる。同様の禁制は、鶴林寺（勝浦町）にも交付したことを確認できる。⁽¹³⁾こうした点を見る限り、家政には秀長から一定の権限が与えられ、阿波侵攻が行われたと考えざるべきであろう。

羽柴軍と長宗我部軍の戦いは、七月の時点で羽柴軍が優勢のまま終わっており、戦線は伊予へと移っていた。先の二通の禁制には、共通して「対還住百姓等、非分族申懸事」という文言が記されている。戦争終了後、在地には百姓が戻ってきており、彼に対して保護の姿勢を見せているのである。このように、蜂須賀氏は阿波へ攻め込みながらも、在地の抵抗に苦戦した。そこで、調略を行い在地を懐柔するとともに、旧三好氏の家臣を配下に収めつつ、戦いを有利に進めたといえよう。

蜂須賀父子の活躍もあり、同年八月六日頃までに長宗我部元親との和議が成立した。結果、四国国分は、次のように行われた。

- ① 伊予国——小早川隆景、安国寺恵瓊、来島通総、得居通幸。
- ② 讃岐国——仙石秀久、十河存保。
- ③ 阿波国——蜂須賀家政、赤松則房、毛利兵橘。
- ④ 土佐国——長宗我部元親。

当初、秀吉は阿波国を正勝に与えようとしたが、高齢などの理由によって辞退された。そこで、子息の家政に与え

ることになったといわれている。正勝が秀長の軍監的な役割を果たす一方、家政が別働隊を率いていたのには、早くから家督を譲る気持ちがあったのかもしれない。以降、蜂須賀家では家政の発給文書が多くなり、正勝のものは少なくなっていく。

以上のように、阿波国は長宗我部氏の四国統一過程において、一旦はその配下に収まった。ところが、羽柴秀吉の侵攻によって、在地勢力は抵抗する姿勢を見せている。蜂須賀氏の阿波攻撃ではそうした状況を考慮して、旧三好氏の家臣を臣従させつつ、有利に戦いを進めたのである。しかし、現実に蜂須賀氏が入部しようとする、在地の抵抗は変わらず続くのである。

二 蜂須賀氏の入部と一揆の抵抗

こうして秀吉と元親との和睦が成立し、四国国分も執り行われた。家政が実際に阿波に入部した時期は明確ではないが、おおむね同年閏八月下旬頃ではないかと考えられる。しかし、家政の阿波入部は、そうすんなりとは受け入れられなかった。⁽¹⁴⁾次に、史料を二点掲出しよう。

〔史料1〕

急度申遣候、今度仁宇山之者共構逆心、即荒田野口へ少々出候所、早速面々掛合、追立生捕、高名誠無比類働候段、井関申通聞届、別而感悦此事二候、(細山攻塵)帯刀牛岐二在之事候之間、各事可相付候條、弥無疎略奉公肝要候、身上之儀者、成立候様可相測候、猶井関口上二相合候、恐々謹言、

九月二日

(天正十二年)

(蜂須賀家政)
小六

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配（渡邊）

森安右衛門とのへ(正明)

兄弟中へ(15)

〔史料2〕

今度仁宇・大栗百姓共、非儀之働以之外二候、其元之者共、少も無別〔儀〕脱カ)馳走之由、黒部・久代申聞候通、一段満足此事二候、弥其元相談肝煎肝要候、尚兩人可申者也、

九月二日(天正十二年)

小六御書判(蜂須賀家政)

住友彦兵衛殿

住友五郎右衛門殿

伊澤志摩殿(頼朝)(16)

史料1の森安右衛門は、那東郡荒田野村の領主であったといわれている。仁宇山は現在的那賀町に位置し、中世を通じて山間に領主が基盤を持っていたことが知られる。安右衛門は自治的な村落である、惣村を組織していたと指摘されている。(17)そして、荒田野は、仁宇山から程近い場所にあった。森安右衛門は一族とともに出陣し、仁宇山の一揆を撃退したのであった。井関氏は三好市に同名の地名があるので、同地を本拠とする領主であろう。「帯刀牛岐」とは、牛岐城(のちの富岡城)に入城した細山帯刀政慶である。後述するとおり、蜂須賀氏は「阿波九城制度」を採用し、政慶は牛岐城に配置されていた。(18)つまり、同制度の萌芽は、蜂須賀氏の阿波入部の時点で確認できるのである。

この史料の末尾には、「身上之儀者、成立候様可相済候」とある。つまり、家政は経済的に生活が成り立つよう、森氏一族に保証をしているのである。仁宇山の一揆が蜂須賀氏に抵抗する理由は、広い意味で自らの生活基盤が脅

かされることを想定していたからにはかならない。家政はそうした不安を払拭すべく、在地の有力な領主を味方につけようと考えたのである。

次に、史料2を確認したい。宛所は、住友氏と伊澤氏になっている。当初、住友氏は讃岐国で細川氏に仕えており、本来の姓は土井であったという。しかし、天正年間に土佐・長宗我部氏が襲来すると、阿波国麻植郡川田村に移り、姓も住友に変えたと伝わる。¹⁹五郎右衛門の名前が見えることから、同一人物と見てよいであろう。つまり、もともと阿波における領主ではなく、讃岐から移住してきたのである。

一方の伊澤氏は阿波郡伊澤村の出身で、もとは細川氏の配下にあつた。²⁰しかし、伊澤頼綱の父・頼俊は三好との交戦中に戦死した。その後、頼綱は牢人生活を余儀なくされたが、蜂須賀氏の阿波国人部ととも、仁宇・大栗の一揆勢力の討伐にあつたと記されている。伊澤氏も住友氏と同様に、蜂須賀氏生え抜きの家臣ではなく、在地勢力であつた。史料2とほぼ同内容の史料は、ほかに二つ伝わっている。一つは、粟飯原源右衛門宛のものである。²¹粟飯原は千葉氏の流れを汲む支族であり、のちに細川氏に仕え、室町幕府の奉公衆を務めたことで知られる。²²明応二年（一四九三）の明応の政変をきっかけとして、奉公衆は解体されたと指摘されているので、変を機に細川氏に従つて阿波に下国したと推測される。粟飯原もまた在地勢力である。

もう一つは、三木樫原の名主・百姓中に宛てられたものである。²³三木樫原は、現在の美馬市木屋平に所在した惣村である。三木樫原の場合は、仁宇や大栗とは異なり、早々に蜂須賀氏に与することを決めた。つまり、各惣村においても対応は異なっていたのである。むろん、史料にはあらわれないものの、阿波国内の惣村や領主たちは、蜂須賀氏に抵抗すべきか否か決断を迫られていたことになろう。

ところで、近年、蜂須賀氏入部反対運動（一揆）を検討した丸山註（4）論文は新出史料を駆使し、①運動を四国

国分全体の中で捉え、土佐・長宗我部氏との国境紛争を視野に入れること、②反対運動の基盤である惣村・惣村連合を視野に入れること、に留意して研究を進めた。要約すると、次のようになる。

①天正十三年八月から九月にかけて反対運動が起こり、さらに九月から十月にかけて祖谷山を中心にした阿波・土佐国境で土佐との国境紛争と関連して反対運動が展開した。

②反対運動は入部した蜂須賀氏に対して、惣村や指導層である在地豪族の自立性保持を求めて展開した。

③焦点は祖谷山を中心とした国境付近の実効支配を蜂須賀氏、長宗我部氏のいずれが行うかであった。

④蜂須賀氏は周辺豪族を組織し祖谷山の惣村連合に送り込むが、武力弾圧ではなく諸役免除を持ち掛けて組織する方法を採用した。

⑤惣村連合では「堺百姓」の論理を駆使し、折衝の中から有利な条件を引き出し、蜂須賀氏に帰属することを決定した。これにより、長宗我部氏は手を引かざるを得なくなった。

この論拠となったのは二通の秋長（＝家政）という署名の書状写を含め、計四点の史料になる。²⁴ところが、近年になって三宅正浩により、先の四通の文書はいずれも慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦時のものであることが立証された。²⁵したがって、先の丸山の指摘のうち、少なくとも①と③～⑤までは成り立たないことになる。土佐・長宗我部氏との関連は考慮しなくてよいのである。

ただ、百姓は国の基礎でもあり、抵抗する場合は武力弾圧は止むを得ないが、基本的には懐柔しなくてはならない存在であった。その点の詳細は、次章で触れることとしたい。

こうした状況下で家政の父・正勝から発給されたのが、次の史料である。

当国之様子諸式、以一書阿波守^{家政}仁申渡候間、被得其意、不及申二候へ共、国衆并今度渡海之御牢人衆御堪忍候様

二、御心付肝要ニ存知候、阿波守若候間、何事茂諸事被引取、御異見憑存候、若又各御才覚ニも不被及之儀候者、拙者かたへ可被仰越候、恐々謹言、

蜂須賀彦右衛門尉

十一月三日(天正十三年) 正勝(花押)

稲田太郎兵衛尉(植元)

牛田又右衛門尉(一長)

林五郎兵衛尉(能勝)

中村次郎左衛門尉(重友)

山田八右衛門尉(宗重)

森勘右衛門尉

西尾理右衛門尉

参人々御中(26)

この史料は正勝が重臣七名に対して送ったものであり、内容は家政がまだ若いので何事についても意見を出してもらい、解決に至らなければ私(正勝)に相談いただきたいというものである。この時点で家政は、これまでの「小六」から「阿波守」と称されるようになっていたので、蜂須賀家の家督が正式に正勝から家政に譲られたと考えるべきであらう。つまり、代替わりの時期を示す文書といえる。

問題になるのは、「国衆并今度渡海之御牢人衆」の解釈である。『神山町史』では「阿波の地侍と四国平定の際に渡海した牢人衆」とし、彼らの扱いに注意して若い家政を補佐するように依頼した、と指摘する。(27)

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配(渡邊)

丸山註(4)論文でも、この部分の解釈が示されている。まず、「国衆」に関しては、「阿波の地侍」ではなく、「四国山地で蜂須賀入部に抵抗した豪族」とする。若干ニュアンスが異なるところであるが、ほぼ同義ととらえてよいであろう。丸山は長宗我部氏との国境紛争を念頭に置き、惣村独自の地域秩序を否定し、大名権力のもとに組み込む姿勢というものを重視しているが、先述のとおり長宗我部氏との関係は考慮しなくてよい。

次に、「今度渡海之御牢人衆」を見ることにしたい。丸山註(4)論文では、正勝が四国平定に際して送り込んだ牢人衆に対して、「御」をつけることがないと指摘し、牢人には「牢籠の人」領知・地位失った人」という意味があるとしたうえで、阿波・讃岐を失った長宗我部元親を示すと考えた。しかし、この説は先述の秋長書状の年代比定に関連し、長宗我部氏と蜂須賀氏が国境紛争になっていることが前提なので、そもそも丸山の解釈が成り立つことがない。では、この部分の解釈はどのようにすべきであろうか。

蜂須賀氏が新たに阿波国を統治するに際して、もつとも重要な位置を占めるのは、旧来から従った家臣団であった。先述のとおり、蜂須賀氏が阿波国に侵攻した際、まず懐柔して味方につけたのは、阿波の有力な領主であり、かつて細川氏や三好氏に仕えた面々であった。また、続く「御堪忍候様ニ」について、宇山論文では「堪忍」を「我慢」という意で解釈しているが、「堪忍」には「扶助」という意味がある。そうすると、「阿波の国衆(地侍)と四国平定の際に渡海した牢人衆を扶助するよう、気を付けることが肝要である」と解釈できないだろうか。

阿波国侵攻に際しては、牢人衆の力が必要であった。同時に、在地に勢力基盤を持つ阿波の旧来からの国衆も重要である。彼らを十分にコントロールし、支配下に組み入れることが欠かせなかった。蜂須賀氏が阿波一国の大名になった以上、新旧の勢力をあわせた家臣団編成が必然的な流れとなった。そのためには、彼らの経済基盤を整える必要がある。これからはじまる検地を念頭に置いた言葉であろう。たしかに牢人衆には「御」が付いているが、文の末

尾が「拙者かたへ可被仰候」となっており、正勝の目下の者に対してお願いする姿勢が示されている。あえて、正勝は牢人衆に「御」を付けたと考えられる。

つまり、正勝は譜代の重臣七名に対して、阿波の有力領主や渡海した牢人衆に十分な扶持を与えることが肝要であることを説き、若く経験不足の家政を支えるように依頼したのである。

織豊期における国分などで新たな勢力が入部する際、在地における抵抗運動があったことは、ほかにも例が見られるところである。蜂須賀氏は領主層や惣村の名主・百姓を取り込み、懐柔策で迫るよりほかがなかった。ただし、先に見たとおり、あくまで抵抗を続ける勢力には、武力を用いざるを得なかったのである。蜂須賀氏は旧来の勢力を温存しつつ、既存の家臣と新たに組み込まれた家臣たちとの融合を図り、新たな秩序を構築しなければならなかったといえよう。

三 阿波の統治方針

(1) 村落等の統治方針

入部反対一揆がいったん沈静化すると、正勝が着手したのは検地であった。その事実を示すのが、次の史料である。御寺領之儀、当国検地之上を以、貳百石可申付由候條、被得其意候て、寺僧衆御堪忍候様(家致)ニ尤存候、阿波守折紙之儀ハ、重而可進候、恐惶謹言、

蜂須賀彦右衛門尉

十一月三日

(天正十三年)

正勝 (花押)

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配 (渡邊)

丈六寺參侍者御中⁽²⁸⁾

この史料は正勝が丈六寺に対し、検地の結果に基づき二百石を与えることを伝えたものである。この史料で「寺僧衆御堪忍候様ニ」とあるように、いささか正勝が氣遣っている様子がうかがえる。そして、二百石を与えることに関しては、のちに家政の折紙（＝判物）が発給されるとある。何らかの理由によって、正勝が二百石を与える旨を伝え、付与する主体はあくまで家政であったことが判明する。しかし、これは約束であって、検地の結果を踏まえたものではない。これから検地が行われるのである。

実は、これに先立つ同年九月三日、家政は丈六寺に百貫文を寄進した判物を与えたといわれている。次に、史料を掲出しておこう。

為寺領於丈六村百貫文令寄進候、全可有御知行候、其上对寺家並寺領中不可有諸役候、弥寺庵等之加修理事肝要候、同山林之竹木以下不可伐採之状如件、

蜂須賀阿波守

(天正十三年乙未)
九月三日

家政（花押）

慈雲院

方丈⁽²⁹⁾

家政は丈六寺の寺領である丈六村百貫分を寄進し、これ以上の諸役を賦課しないとされている。加えて、寺庵の修理が肝要であることに加え、山林・竹木の伐採を禁止した。宇山論文の指摘によると、天正十三年九月に旧来の貫文制により、いったん家政から百貫文が丈六寺に与えられ、註（28）の蜂須賀正勝の書状のとおり検地を行ったうえで二百石を付与する約定をしたと解釈している。また、この段階では検地が終了していなかったため、そのような措置

を取らざるを得なかったのだろうと理解している。

ただ、この史料を天正十三年に比定するには、若干の疑義が残るところである。というのも、天正十三年九月の段階で、これまで「小六」と称していた家政が「阿波守」を官途としていた点が不審だからである。『蜂須賀氏家譜』によると、家政が阿波守の官途を正式に得たのは、天正十四年一月二日になっている。⁽³⁰⁾ただし、それ以前に僭称していたのは疑いなく、註(28)史料が示すように、天正十三年十一月三日には「阿波守」が家政を意味していることは明らかである。少なくとも同年九月二日の段階で、家政は未だ「小六」と名乗っていたのは、註(15)史料などが示すとおりである。

むろん、同年九月三日から家政が「阿波守」を称した可能性も否定できない。ただ、註(26)史料が正勝から家政への代替わりの指標となるのであれば、註(29)史料は天正十四年以降の史料であると考えられる。検地による石高制の成立を前提とするよりも、天正十四年以降も石高表示と貫文表示の混在を想定してよいように思うがいかがであるか。なお、寺社関連では、『阿波国徴古雑抄』に次の史料がある。

寺屋敷五ヶ所之儀令寄進候條、得其意可有進退候、為其用一札候、恐々謹言、

天正十六 蜂須賀

十二月廿日 家政 御書判

那西郡

泉福寺御同宿中

この史料の注記に、「五ヶ所ハ隆禪寺、福聚院、泉福寺、東光坊、法仙坊ナリトソ」とある。泉福寺は、板野町の寺院である。この年を含め、寺社に対する寺領、寺屋敷の寄進が盛んに行われたと考えられる。それは寺社を懐柔し、

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配(渡邊)

円滑に支配を進めようとする意図のあらわれであった。以上の点は関連史料が乏しいだけに、今後の課題といえる。ところで、蜂須賀氏の検地は、どのような方針で行われたのであろうか。次に、よく利用されるものであるが、関連する史料を掲出する。

條々

- 一 検見以後、損地（「検地」カ）下墨付之上、聊不可有相違事、付 人質儀公物相済次第可返遣之候、可得其意事、
 - 一 百姓上田之儀者、自代官蒞可申事、
 - 一 鶴石下地内検以後、一反ふミ出・年貢事、残三反置ニ可算用事、
 - 一 八木計事、自余之次（「第」欠カ）可為在様之事、付 催促錢など不可出事、
 - 一 向後人足などの事召遣割ハ、以墨付可申付候、於無其儀ハ罷出間敷之事、
- 右之儀、何茂相背、非分於申付者、為何時共可言上之者也、

天正十三

十二月十一日

（蜂須賀家蔵）
阿波守（花押）

矢野百姓中①

宛先の矢野村は、現在の徳島市国府町に所在する。これまでの史料集では翻刻ミスなどがあったが、宇山論文により原本からの翻刻が提示された。ただ、その解釈には私なりに疑問があるので、史料の内容を順に確認しておきたい。宇山論文では一条目の「損地」を「検地」と読み、「百姓からの指し出しにより検見を行い検地帳の記載内容を「墨付」によって確定したうえは、検地帳の記載事項について聊かも相違があつてはならない。付、村の主だった者から取っている人質については、年貢を上納次第に返すので、そのように心得ておくこと」と解釈を行っている。ただし、

「検地（損地）カ」下墨付之上」の箇所に関しては、具体的に読み下し文が提示されておらず、どのように読むべきか難しいところである。

宇山論文の註（10）では、中口久夫の教示により「検見以後、損地下墨（さげすみ）付の上」と読む可能性を提示している。同史料の写真を見る限り、「検」と「損」は判別しがたい面があるのも事実である。「損地」は、干害、水害などによって耕作に不適切な地を意味する。また、「下墨」には、「ものを推し量る」、「推量」の意味がある（中口氏はこれに加えて、「見積もる」の意を提示している）。仮に「損地」とするならば、「（指し出しにより）検見を行い、損地を見積もったうえは、いささかも検地帳の内容には相違がない」となる。つまり、検地役人と百姓との共同作業により損地の確定を行うなどし、検地を進めたことになる。「付」以下は、宇山の解釈のとおりで異論はない。

二条目は、百姓が規定した上田に関しては、代官が坪苜を実施すると解釈されている。それを踏まえて上田の石盛（または年貢率）を定め、上田を基準に中田、下田などの石盛（または年貢率）を順次決定するということになる。この解釈も妥当なものである。田の等級は上・中・下・下々と決められており、等級が上がれば年貢の負担率も上がることになる。これを代官立会いのもと、決定したのである。参考までに後年になるが、長宗我部氏の検地衆への掟を見ると、「田地上・中・下有様ニ可被付事」とある。³²つまり、検地衆が等級を見たまにランク付をしていた。その点を上田に限り、双方で確認のうえ代官の坪苜をもとに決定したのである。

三条目は難解であり、宇山論文では二つの解釈が示されている。次に、提示しておこう。

①政所である「鶴石」が田畠を内検し指し出しを提出した後判明した一反ごとの「ふみ出」＝「増し分」（隠田・新田など）年貢については、三反おきに残しまとめにして計算し、上納すること。

②政所である「鶴石」の下地（耕地）を内検した後打ち出された一反あたりの「ふみ出」＝「増し分」（隠田・新

田など）年貢については、残して三反おきに計算して上納すること。

いずれも少し意味が取りにくいように感じる。私は、次のように解釈を行った。

政所の鶴石による矢野村の内検が終了した後、一反ごとの「ふみ出」＝「増し分」（隠田・新田など）と年貢は、（検役人が）三反置きに計算して確定する（三反置きというのは、サンプル調査）。

「残三反置ニ可算用事」（残りは三反置きに算用すべき事）の「残」には、「主体が去ったあとも、その行為の結果をとどめておく」という意がある。したがって、いったんは政所の鶴石による内検の終了後、それをもとにして再度検地役人が三反置きにサンプル調査を行い、「ふみ出」＝「増し分」（隠田・新田など）と年貢を確定したことになる。改めて、すべてを調査し直すのは大変だからである。これは、一条目と二条目を踏まえて、より具体的な検地の方法を提示したことになる。

四条目は、「米の計り方については、別の機会に定めるので、只今は従来通りのやり方で行うこと。付、給人どもが何かにつけ、銭などを上納せよと催促しても、出してはならない」と宇山論文で解釈されている。しかし、この解釈には疑問が残る。

「計」には文字どおり「計る」の意があるが、別に「計（はか）」には「稲を収穫する際に分担範囲」との意味がある。また、「次」は「次第」でなく、「次」を「ついで」と読んでも差し支えないであろう。つまり、「米を収穫する際に分担範囲は、別の機会に定める。付、催促銭などを出してはならない」ということになる。「催促銭」の意は想像するしかないが、給人による百姓への催促（強制的な徴発）を止めさせるため、代わりに銭を出すことがあったのだろうか。

五条目は四条目と関連しており、今後人足を召し遣わす割当は、家政の判物で申し付けることとし、判物がなければ

ば応じる必要はないとしている。給人らの不当な動員を禁止したものと見えよう。最後は、この條々に違反し非分をいう者があれば、訴え出るようにと結んでいる。全体的に見れば、百姓にかなり寄り添った形の内容となっている。このようにして、蜂須賀氏は長宗我部氏が阿波を支配した当時の検地を基にしなが、³⁴ 検地を行ったのであろう。³³ ただ、この段階では方針を示したのみであり、その後実行に移されたのであろう。また、百姓中に充てられた史料なので、すでに矢野村には惣村としての機能を有していたと考えられる。

(2) 郡奉行の役割と給人・百姓

先述のとおり、蜂須賀氏は阿波国内に九つの城を設け、それぞれに重臣を配置するという九城制度を採用した。『阿淡年表秘録』によると、その配置は次のようになっている。

- | | | | | | |
|------------|----|---------|-----------|----|----------|
| ① 名東郡・一宮城 | —— | 益田宮内少輔 | ② 那賀郡・牛岐城 | —— | 細山帯刀政慶 |
| ③ 那賀郡・仁宇山城 | —— | 山田織部佐宗登 | ④ 海部郡・鞆城 | —— | 中村左近大夫重友 |
| ⑤ 板野郡・撫養湊城 | —— | 益田内膳正正忠 | ⑥ 板野郡・西条城 | —— | 森監物某 |
| ⑦ 麻植郡・川島城 | —— | 林図書能勝 | ⑧ 美馬郡・脇城 | —— | 稲田左馬允植元 |
| ⑨ 三好郡・池田城 | —— | 牛田掃部助 | | | |

こうした城々には、かつて有力な領主が本拠にも定めており、地理的にも要衝の地であった。先述のとおり、阿波入部の時点において、細山帯刀政慶はすでに牛岐城に在城していた。そして、ここに名を連ねる蜂須賀氏の重臣は、もともと尾張を出自とする譜代の面々であった。彼ら譜代の面々が支配の中核として配置され、播磨（赤松氏配下）、阿波、讃岐（細川氏、三好氏配下）やもともと在地領主を配下に従わせたのである。『阿淡年表秘録』によると、そ

れぞれの城主には五千石から一万石の知行が付与され、各城には三百の兵卒が配備されたという。これらは即座というよりも、時間の進行とともに徐々に整備されたものと考えられる。なお、史料の性質上、付与された石高は同時代のものであるのか、疑問がないわけではない。

それぞれの城郭が他国からの侵攻を妨げるために整備されたことはもちろんであるが、同時に支配の拠点となったことも事実である。その点については、次の史料がある。

定条々

- 一 三好之郡奉行其方へ預置候間、毎月二度宛被廻人、小給人対百姓等、非道申懸候歟、又は如何様之構にても百姓所を明走候歟、其外百姓申分候者、召寄可被聞届也、可随事は給人不謂事申候ハ、可成敗事、
 - 一 國中當所務、檢地之帳面半年貢之事、
 - 一 昨年之未進方、其所之當給人に預置候條、可令催促事、
 - 一 年貢升は大坂之御判升之写也、ほんを出置候上、大成を用候者、可令成敗事、
 - 一 年貢無沙汰之百姓前を堅催促之時、片給人彼百姓をひいきす(鼠)へからさる事、
 - 一 人定之儀者、不論前後可為知行付、但侍は此外なるの事、
 - 一 誰々に遣候知行之内成共、用木伐事、不寄給人・百姓、可有政道之事、
- 右如件、

天正十四年七月廿五日

(條頭家取)
小六(花押)

牛田(一長)又右衛門とのへ(35)

この史料は、家政が池田城主・牛田一長に与えたものである。全般的な内容は、給人と百姓の扱いにかかわるもの

である。順に内容を確認しておこう。

一条目は、牛田一長に三好郡の奉行を申し付け、月に二回領内を見回ることを義務付けている。小給人（知行高が低い給人）が百姓に対して非道のことを申しかけたり、あるいは百姓が他領に逃亡したり、そのほか百姓からの苦情があった場合は、よく話を聞いて給人に非がある場合は成敗することを規定している。給人による一方的な百姓への非道な振る舞いを禁止しているといえよう。

二条目は、国中の所務が検地の帳面をもとにした、半年貢つまり五公五民と定めている。ただ、この条文によって、国中の検地がくまなく行われたのかは確証を得ない。長宗我部氏の検地帳をもとに、急ぎ当面の措置を施したことも想定されよう。

三条目は、去年（天正十三年）の納入されていない年貢については、当該地の給人に預け置くので、その給人に催促することを定めている。実際に村落の支配を行っていたのは給人であり、年貢徴収の役割を担う末端に位置付けられていた。この条々の目的には、村落を支配する給人層の横暴・非分、またアンフェアな年貢徴収を禁止することにある。年貢徴収の責任は、あくまで給人にあることを示しているよう。

四条目について宇山論文は、「天正十三年の段階では米の計量方法を旧来通りとしていたが、天正十四年には年貢升を「大坂之御判升之写」⇨京升と限定し、さらに「ほんを出置候上、大成を用候者、可令成敗事」と阿漕な計量の仕方を厳禁」と解釈を行った。宇山論文では「ほんを出置候上、大成を用候者」の箇所を「斗搔」を用いて、升に山盛りになった米を搔くこと」と解する。つまり、「ほん」は「盆」であり、盆の上に升を置いて、斗搔で余分な米を搔いて（余分に年貢を取らない）阿漕なことをしないとということになろう。

しかし、これでは「大成を用候者」の部分がかうまく解釈できない。「大成（おおなり）」には、「果実がたくさんなる」

の意があるので、転じて「年貢を余分に取る」と解することができないだろうか。四条目の解釈を改めて考えてみよう。おそらく「ほん」は「本（＝もとになるもの）」のことで、この場合は京升の基準となる升を意味しよう。そして、「大成」とは、京升より大きな升を意味する。その点を踏まえると、「年貢升は「大坂之御判升之写」つまり秀吉が定めた京升を用いることとし、基準となる升（のサンプル）を置いておくので、これより大きな升を用いた場合は成敗する」とならないであろうか。

五条目は、年貢を納入しない百姓に催促をする際、給人が百姓を鼯肩してはならないと規定している。つまり、先述のとおり給人が百姓に非道な振る舞いを行うことは許さないが、年貢の納入に関しては鼯肩をしてはならず、責任を持つことを明記しているのである。

六条目は農民の戸口調査に関わるもので、侍以外の者については、基本的に耕作を義務付けている。これまで指摘されているように、兵と農との身分を明らかにしようとするものである。ただし、兵農分離が実現したとはいええず、未だ途上にあつたといえる。最後の条は給人・百姓を問わず、知行のうちの木材の伐採を禁止した条項である。

乏しい史料の中から各奉行の役割を探るのは困難であるが、牛田氏ら郡奉行の重要な職務として、給人と百姓との良好な関係を構築し、公正で円滑な年貢徴収を進めることが一つであつたことは間違いない。とりわけ兵と農との役割を明確に規定した点は重要であり、百姓保護の観点を打ち出している点は注目されよう。ただし、検地の方針などは、未だ模索の段階にあつたとはいえないだろうか。

条々の発布後、蜂須賀氏が発給した文書には、次のものがある。

其寺廻にて拾五石□□之通遣置候、所付者代官有合点可被請取候、然上者、不可有他妨之状如件、

七月廿七日

阿波守 御印

見性寺⁽³⁶⁾

この史料は、家政が見性寺（板野郡藍住町）に対して、十五石を与えたものである。史料中に「所付者代官有合点可被請取候」とあるように、あらかじめ代官の認証を経たものであった。これまでの史料では、給人による年貢徴収が見られたが、この史料により代官の関与が認められるところである。ただし、「寺廻」というかなり大雑把な表現を見ると、検地の結果を踏まえているのか疑問が残る。

蜂須賀氏の阿波侵攻以前、阿波国内の支配には旧来からの国衆に加え、一部は土佐・長宗我部氏の国衆が関与していた。長宗我部氏勢力の一掃後は、①阿波国内の国衆（抵抗するものも含む）、②蜂須賀氏の譜代の家臣、③蜂須賀氏が率いた牢人衆により、領国支配を進めることになった。その中核にあったのが、牛田氏などの九人の譜代層であった。彼らは城を持ち、奉行に任せられ支配にあたった。その点、新旧の家臣団の混在と新しい支配システムが機能するには、必然的に時間を要したであろう。

ところが、問題となったのは、新たな給人層に所領を与え、年貢徴収の任に当たらせることであった。百姓との新たな関係を築く際、必要になったのがルールである。註(31)史料、註(35)史料は、そうした指針であったことは疑いない。宇山論文は、「藩が収納すべき年貢を代官でなく給人に収納させるなど、天正十四年段階では確固とした年貢徴収システムが未成立」と評価する。しかし、給人が収納するから年貢徴収システムが未成立というよりも、この段階での支配そのものが未成熟であったと理解すべきではないか。給人が年貢徴収を行うことは、さほど問題があるように思えない。

天正十四年の四国出兵以後も、九州島津氏の討伐、小田原北条氏の討伐など、息つく間もなく戦争は続いた。戦費

を負担するための年貢徴収などは、蜂須賀氏に限らず喫緊の課題であったと考えられる。とりわけ新たな地に入部した大名や豊臣大名に取り立てられた者にとつては、大きな問題であった。そうした矛盾を抱え込みながら、少しずつ蜂須賀氏は支配体制を整えたのである。九城制度は対外防衛という側面もあるが、むしろ領内の整備を早急に行うための手段はなかったかと考えられる。現在では三好郡の条々しか残っていないが、こうした百姓対策ともいべき法令は各支城の城主に宛てられたと想定される⁽³⁷⁾。

そのような事情を勘案するならば、天正十三・十四年の条々は未だ十分に浸透せず、しばらく発展の途上にあつた可能性が高い。むしろ年貢徴収に関わる指標を提示したに過ぎないことにならう。

宇山論文が指摘するように、天正十七年になると次のような史料があらわれる。

覚

一 惣高都合四百五拾石也、

右之物成合米百石相定申候、

但し、此内式拾五石夏納所可有之、人足は五人宛可出候、為其一筆如此に候、以上、

付白代物は材木又は何物成共有様之代にて可被出候、以上、

天正十七年十二月吉日

おせき伊左衛門（花押）

いの内惣百姓中⁽³⁸⁾

この史料は、代官あるいは給人であるおせき伊左衛門が、いの内（井内谷）惣百姓と交わした年貢徴収に関わる覚書である。宇山は、①年貢高が約二十二%であること（通常の村高×年貢率＝物成高という公式からは外れる）、②米夏の

年貢を定めているので検見を念頭に置かない年貢徴収であること、③同地が山間地であることから、米でなく材木での納入による代替措置を可とすること、が指摘されている（村高や検見を前提としない「定納高制」³⁹）。これだけでなく、同論文の宇山の指摘によると、「相対立毛検見取法」や「村高×年貢率＝物成高」が採用されており、各地域に応じた年貢徴収法が採用されたとする。

つまり、宇山が指摘するように、村請制を確立した村落と代官・給人とのすりあわせが年貢徴収の基本であったといえる。年貢徴収に関係しては、次の史料がある。

其方事、^{〔祖谷〕}いや谷へ致定使苦勞之條、為堪忍、分一名遣置候間、^{〔祖谷〕}弥いや西東之儀、無油断令才覚、馳走可為肝要、猶寺澤治郎丞・佐治九左衛門可申聞者也、

天正十八

十二月朔日

^{〔蜂須賀〕}家政（花押）

北六郎三郎とのへ⁴⁰

この史料によると、北六郎三郎は定使として、いや谷の年貢徴収に奮闘していた様子がうかがえる。家政はその勞をねぎらうとともに馳走が肝要であると述べ、詳細は家臣の寺澤治郎丞・佐治九左衛門から申し聞かすとしている。宛名の北氏は祖谷山の住人で、天正十三年九月に一揆が勃発した際、子息・安右衛門とともに反抗する名主七人を討伐したという。⁴¹家政はこうした領主を定使（年貢を徴収する役割）として登用したが、年貢徴収は困難をきたした様子⁴²がうかがえる。

また、次のような史料もある。

今度、兄鷹打落致持参之段、懇志不淺然を為褒美、従手前上年貢之儀、於末代令扶助畢、猶彼谷中之儀、諸事無

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配（渡邊）

油断、當方馳走可為肝要(ツマ)為也、

天正十八

十二月朔日

(珠貫四)
家政 (花押)

(祖谷)
いや谷西分之内

(42)
徳善

この史料によると、徳善の兄が鷹を生け捕りにし、家政に献上したようである。家政はその褒美として、年貢を末代まで扶助することにしたのである。この扱いは、註(26)史料に対応した措置(阿波国衆に対する扶助)であろう。一方で、祖谷山の件については、油断なく馳走することが肝要であると述べている。この頃、一揆は鎮圧されつつあったが、まだ警戒心を緩めていなかったのであろう。同時に、年貢徴収の件もあったのかもしれない。なお、徳善も祖谷山の領主の一人であり、家政の阿波入国後に従った面々の一人であった。(43)

このほか、天正十七年五月には、家政により番水について定められている。(44)この史料によると、現在の徳島県国府町の観音寺村、敷地村、尼寺村、白鳥村、池尻村、桜間村、加茂野、市楽村における番水を末代まで定め置いた。おそらく各村落から家政に裁定が求められたと考えられる。当然ながら、こうした大きな問題は村落間での解決が困難であった。

天正十九年閏一月、家政は中村・大幸村政所に対して、一通の定を送っている。(45)その内容を要約すれば、次のようになろう。

①百姓を耕作に専念させること。

②代官による不当な年貢徴収を禁止し、百姓が訴え出た場合には褒美を遣わすこと。逆に、代官と一味した場合は、

磔刑とすること。

③百姓を使役する場合は、家政の判物によること。

④代官が百姓を雇うときは、年二日に限ること（三日以上不可）。

⑤侍・代官によらず、代官・下代のもとに奉公した者は成敗すること。

①に示したように、基本的に百姓は耕作に専念し、使役に従事させられたり、代官などのもとに奉公を禁じた。また、代官による不当な年貢徴収を禁止している。少なくとも、この時点において、こうした事象が少なからず発生していたと考えてよい。先述した入部反対運動は、天正十八年頃まで続いたという。となると、蜂須賀氏の在地支配は、それ以外の場所でも円滑に進んだとは必ずしも言えなかったのではないか。このような法令が残っていることは、その証左となろう。

おわりに

宇山論文に導かれながら、取り留めのない考証を行ってきた。最後に結論をまとめておきたいと思う。

①阿波侵攻は豊臣秀長、蜂須賀正勝の部隊と子息・家政の部隊は、阿波北部と南部に分かれ、それぞれ行われた。

正勝は秀長の軍監的な役割を果たしたが、家政には一定の権限が付与されたと考えられる。その後、蜂須賀家の家督は正勝から家政に移るが、その時期は天正十三年十一月のことである。

②四国国分後、阿波では一揆が勃発し、蜂須賀氏是对応に追われる。一方、蜂須賀氏の家臣団は、もともとの譜代に加え、阿波の領主や渡海した牢人衆などで編成された。蜂須賀氏の領国支配の中核には譜代の家臣が宛てら

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配（渡邊）

れ、九城制度が採用された。

③蜂須賀氏の検地は、宇山論文が指摘するように長宗我部氏の検地をベースにしているといえる。天正十三年十二月と翌年七月に検地や年貢徴収の方針が提示されているが、この間に実際に検地が行われたのか疑問が残るところである。度重なる方針の提示に止まるのみで、実際は長宗我部氏の検地に拠ったり、村落からの指出、もしくは給人・代官が村落と調整することにより行われたのではないか。

④③の指摘を裏付けるかのように、天正十七年段階に至っても年貢徴収の基準・方法はまちまちであり、給人・代官が村落と調整していた様子がうかがえる。また、祖谷山のように年貢の徴収が困難な地区もあり、必ずしも円滑に進まなかった。また、番水を定めた例があるように、村落間の紛争も絶えなかったのではないかと推測される。

⑤④の要因としては②で指摘したように、蜂須賀氏とともに阿波に入部した者たちが、新旧入り混じった者で編成されたことに拠るであろう。天正十九年に再度家政により定が發布されているのは、新たに入部した代官・給人と村落との軋轢が想定される。つまり、代官・給人による非法は絶えずあり、百姓の走りやそれに伴う耕作地放棄は問題になったのではないか。たびたび蜂須賀氏に百姓の側に立つ法令が發布されているのは、その裏返しとなろう。

⑥したがって、天正十七年に蜂須賀氏による検地が行われたのは事実であるが、それは帳面上のことであって、実態としては十分に機能していなかったと推測される。たとえば、次のような史料があり、十七世紀に至った段階においても石高と中世の残滓である「名職」との混在が認められよう。

手前持懸候名職、當検地之高參拾石遣之條、弥不可有油断者也、

慶^(寛永)
拾七

七月八日

徳善膳三郎殿⁽⁴⁶⁾

蜂須賀家政⁽⁴⁶⁾
宗一 御黒印

結論を端的に言えば、天正十三年に阿波へ入部を果たした蜂須賀氏は、支配制度の構築や検地・年貢徴収の方針を定めるなど、支配体制の整備を急いだ。しかし、他国への新規の入部という事情、長く続いた一揆の抵抗、新旧家臣のコントロール、代官・給人と村落との軋轢等により、必ずしも計画通り進まなかったというのが実態ではないだろうか。石高制の成立、支城―代官・給人―村落―百姓という支配は方針どおりに機械的に進んだのではなく、かなりの時間を要したと考えられる。そうした点は、その後の支配体制をさらに検討する必要がある。なお、慶長・元和年間の村落や年貢徴収の実態や蜂須賀氏による支配体制に関しては、稿を改めて検討することにした。

註

- (1) 宇山孝人「蜂須賀氏の阿波入部直後の検地と年貢徴収」(『史窓』二二号、一九九一年)。以下、特に断らない限り、宇山の見解は同論文に拠ることとする。この宇山論文では、これまで写しでしか知られなかった天正十三年十二月十一日蜂須賀家政条々を原本に拠って翻刻し、正しい解釈を試みている(詳細は後述)。ほかに宇山には、「表高の成立過程に関する一考察―阿波蜂須賀氏の天正・慶長検地帳を素材として―」(『鳴門史学』六号、一九九一年)および「阿波藩の年貢徴収の仕組みと検地帳」(『徳島県立文書館研究紀要』四号、二〇〇三年)がある。

- (2) 石躍胤央「藩制の成立と構造―阿波藩を素材にして―」(深谷克己・加藤栄一編『講座日本史1 幕藩制国家の成立』有斐閣、一九八一年)を参照。なお、蜂須賀氏に関する研究は数多くあり、十七世紀以降を対象としたものが大半である。近年の代表天正年間における蜂須賀氏の阿波支配(渡邊)

的な成果として、三宅正浩『近世大名家の政治秩序』（校倉書房、二〇一四年）を挙げておく。

(3) たとえば、小杉楓邨編『阿波国徴古雜抄』（臨川書店、一九七四年。初刊一九一三年）など。こうした史料集は、もはや入手が困難であり、徳島県下の史料集の編集・刊行が望まれる。

(4) 四国征伐の経過や蜂須賀正勝・家政父子の取次としての役割については、須藤茂樹「秀吉の四国出兵と蜂須賀正勝・家政父子の役割」（『四国中世史研究』六号、二〇〇一年）、津野倫明「豊臣政権の「取次」蜂須賀家政」（『戦国史研究』四一号、二〇〇一年）を参照。

四国国分については、藤田達生「豊臣期国分に関する一考察―四国国分を中心に―」（同『日本近世国家成立史の研究』校倉書房、二〇〇一年。初出一九九一年）、曾根總雄「中・近世移行期の阿波の動向―四国国分の基礎作業として―」（『東海史学』四二号、二〇〇八年）、尾下成敏「羽柴秀吉勢の淡路・阿波出兵―信長・秀吉の四国進出過程をめぐって―」（『ヒストリア』二二四号、二〇〇九年）などを参照。

入部直後に起こった一揆の研究としては、丸山幸彦「四国山地における蜂須賀氏入部反対運動」（『奈良史学』二四号、二〇〇六年）を挙げておく。

(5) (天正十三年) 六月二日蜂須賀家政書状（『丈六寺文書』『大日本史料』十一編之十六）。

(6) (天正十三年) 五月十九日長宗我部元親書状（『木屋平文書』『大日本史料』十一編之十六）。

(7) 天正十三年七月二日羽柴秀長禁制写（『阿波国古文書』『大日本史料』十一編之十六）。

(8) 天正十三年七月二日羽柴秀長書状写（『阿波国古文書』『大日本史料』十一編之十六）。

(9) (天正十三年) 七月七日蜂須賀家政書状（『丈六寺文書』『大日本史料』十一編之十六）。

(10) 阿波藩家臣団に関しては、山川浩實「阿波藩家臣団の編成（一）―国人衆の登用―」（天野忠幸編『阿波三好氏』岩田書院、

二〇一二年。初出一九七二年）を参照。

(11) (天正十三年) 七月八日羽柴秀次書状 (『丈六寺文書』『大日本史料』十一編之十六)。

(12) 天正十三年七月十三日蜂須賀家政禁制 (『蜂須賀侯爵家文書』『大日本史料』十一編之十七)。きの庄村は現在の阿南市山口町に所在したとされ、十七世紀半ばに消滅したと指摘されている。詳細は、長谷川賢二「忘れられた『きの庄村』についての若干の史料―名古屋市博物館蔵「蜂須賀家政判物」の周辺―」(『史窓』二三号、一九九一年)を参照。

(13) 天正十三年七月日蜂須賀家政禁制 (『鶴林寺文書』『大日本史料』十一編之十七)。

(14) 一揆の経過などに関しては、丸山註(4)論文を参照した。なお、関係史料は『大日本史料』十一編之十七に収録されている。

(15) (天正十三年) 九月二日蜂須賀家政書状写 (『阿波国社寺文書』『大日本史料』十一編之二十)。

(16) (天正十三年カ) 九月三日蜂須賀家政判物 (『阿波藩民政資料』)。

(17) 福家清司「阿波国中世所領研究ノート」(『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年)。

(18) 蜂須賀氏の「阿波九城制度」については、福永素久「阿波国蜂須賀氏の支城「阿波九城」について」(『史学論叢』三七号、

二〇〇七年)を参照。

(19) 『蜂須賀家臣成立書并系図』(徳島大学附属図書館所蔵)。同史料は、徳島大学附属図書館の画像データベースで閲覧を行った。

(20) 註(19)『蜂須賀家臣成立書并系図』。

(21) (天正十三年) 九月二日蜂須賀家政書状写 (『蜂須賀家文書』『阿波藩民政資料(上)』)。

(22) たとえば、「永享以来御番帳」(『群書類従』第二十九輯)には、栗飯原三郎左衛門尉の名前が見える。

(23) (天正十三年) 九月二日蜂須賀家政書状写 (『阿波国社寺文書』『大日本史料』十一編之二十)。

(24) 年未詳九月二十九日蜂須賀秋長(家政)判物、年未詳九月三十日稲田示植書状、年未詳十月十日牛田一長書状(以上、『南家

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配(渡邊)

由緒書)、年未詳九月二十九日蜂須賀秋長(家政)判物(『阿波藩民政資料』)。なお、前者の四通は、原本が国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』にある。

(25) 三宅正浩「秋長」書状の年代比定をめぐって―関ヶ原合戦と蜂須賀家政―(同『近世大名家の政治秩序』校倉書房、二〇一四年。初出二〇〇八年)。三宅が指摘するように、そもそも秀吉と元親は和睦しているので、取えて蜂須賀領国の阿波に侵攻するとは考えられない。

(26) (天正十三年)十一月三日蜂須賀正勝書状(『西尾文書』『大日本史料』十一編之二十二)。

(27) 『神山町史 上巻』(二〇〇五年)。

(28) (天正十三年)十一月三日蜂須賀正勝書状(『丈六寺文書』『大日本史料』十一編之二十二)。

(29) (天正十三年カ)九月三日蜂須賀家政判物(『丈六寺文書』『阿波藩民政資料』)。

(30) 『蜂須賀氏家譜』(東京大学史料編纂所謄写本。請求記号・二〇七五―五六六)。

(31) 天正十三年十二月十一日蜂須賀家政条々。宇山論文の原本翻刻を引用。従前、本史料は『阿波国徴古雜抄』、『国府町史資料』、『御大典記念 阿波藩民政資料』、『徳島県史料 第一巻 阿淡年表秘録』、『大日本史料』に翻刻されているが、宇山論文で指摘されているように翻刻のミスがある。たとえば、「鶴石」はこれまで「鶴名」と読まれていたが、宇山論文により修正され、かつ天正十三年の蜂須賀氏入部以降に政所(のちの庄屋)に任命されたことが明らかになった。本稿では、宇山論文で翻刻された興然寺所蔵文書のものを使用した。なお、読みについては、以下に示すとおり若干見解が異なるところがある。

(32) 慶長二年三月二十四日長宗我部元親・盛親連署條目写(『土佐国蠹簡集 六一』)。

(33) 蜂須賀氏の指出検地が長宗我部氏の検地をベースに行われたことは、宇山論文で指摘されている。

(34) 宇山論文では、『徳島県史料 第一巻 阿淡年表秘録』をもとにして「天正十三年・十四年の家臣への知行宛行高がすべて石高であること」をもって、検地が実行されたと見る。しかし、同史料の記載は、家政の発給文書ではなく、単に何石を与えた

かという記録になっており信憑性が薄い。また、註(29)史料の年代比定や註(31)史料の「八木計事、自余之次〔第一欠カ〕可為在様之事」の解釈如何によつては、まだ検地が実行に移されていない可能性が残る。

(35) 天正十四年七月二十五日蜂須賀家政条々〔阿波藩民政資料〕。

(36) 天正十四年七月二十七日蜂須賀家政判物〔阿波国徴古雜抄〕。

(37) 天正十六年四月、家政は諸大名とともに肥後国検地を秀吉から命じられている(天正十六年五月二十六日森勘右衛門書状写〔阿波国徴古雜抄〕)。そうなると、実際に検地の本格的なノウハウを獲得したのは、これ以降のことと想定されるか。宇山論文によると、阿波国には天正十七年の検地帳が残っているが、それ以前については所在が確認されない。ということは、実際に本格的な検地が行われたのは、天正十七年以降ではないかと考えられる。

(38) 天正十七年十二月吉日おせき伊左衛門覚〔山城谷村史〕所収文書。

(39) 宇山註(1)「阿波藩の年貢徴収の仕組みと検地帳」。

(40) 天正十八年十二月一日蜂須賀家政判物〔阿波国徴古雜抄〕。

(41) 「祖谷山旧記」〔大日本史料〕第十一編之二十。

(42) 天正十八年十二月一日蜂須賀家政判物〔阿波国徴古雜抄〕。

(43) 註(41)史料。

(44) 天正十七年五月二十八日蜂須賀家政定写〔阿波国徴古雜抄〕。

(45) 天正十九年閏一月二十三日蜂須賀家政カ定写〔阿波国徴古雜抄〕。

(46) 慶長十七年七月八日蜂須賀家政黒印状写〔阿波国徴古雜抄〕。

(わたなべ だいもん・大阪観光大学観光学研究所客員研究員)

天正年間における蜂須賀氏の阿波支配(渡邊)